

平成27年度 第2回北海道男女平等参画審議会議事録

日時 平成27年12月14日（月）15：00～17：00
場所 かでる2・7 710会議室

1 開 会

2 議 題

(1) 報告事項

- ①第4次男女共同参画基本計画【案】について
- ②「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画について

(2) 審議事項

- ①第2次北海道男女平等参画基本計画平成28年度重点事項について
- ②専門部会の設置について

(3) その他

3 閉 会

1. 開 会

○甲谷女性支援室長 皆様、こんにちは。本日は、お忙しい中をお集まりいただきありがとうございます。ただいまから、今年度第2回の審議会を開催させていただきます。

それでは、開会に当たり、環境生活部くらし安全局長の佐藤からご挨拶を申し上げます。

○佐藤くらし安全局長 環境生活部くらし安全局長の佐藤でございます。本日は、年末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。

本日の審議会につきましては、報告事項といたしまして、国の男女共同参画基本計画の改定の動向や、女性活躍推進法に基づく道の対応についてご報告をさせていただき、審議事項として、平成28年度の重点事項、さらに、チャレンジ賞の選考に係る専門部会の設置などについてご審議いただく予定です。

なお、来年度の重点事項の選定に関しまして、委員の皆様方からあらかじめご意見を頂戴しており、ご協力に感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

さて、皆様ご承知のとおり、女性の活躍推進法が本年9月に制定されております。この法律につきましては、事業主に対しまして現状・課題の分析を行って、行動計画を策定し、その公表を義務づけることを内容として、男女の実質的な機会の均等を図ろうという目的で制定された法律でございます。

道としましては、この法律の来年4月の完全施行に向けまして、女性の活躍を推進するための都道府県の計画、道の計画を策定する、あるいは、道庁自身が事業主でございますので、事業主行動計画を策定するといった準備を進めているところでございます。

また、市町村における行動計画策定を支援するために、説明会の開催にも取り組んでおりまして、先々週の水曜日になりますが、内閣府、総務省から来ていただきまして、市町村向けの説明会を開催するという取り組みもしております。

また、一般の民間の事業主の方々に向けて、北海道労働局が中心となって行動計画策定のための説明会を全道各地で開催するなど、関係各機関が協力して、この法律の来年4月の完全施行に向けて準備を進めているところでございます。

また、女性の活躍支援に係る道の取り組みについてですけれども、昨年来、道庁では、北の輝く女性応援会議を設置するなど、活躍支援の取り組みの強化に努めているところでございます。ことしの10月には、このビルの下でございまして、道立の女性プラザの中に女性の総合的な相談窓口ということで、北海道女性の活躍支援センターをオープンしまして、女性の方々のさまざまなライフステージに応じたいろいろな相談に一元的に対応するというような体制の整備も図っているところでございます。

あわせて、情報の一元化や見える化を進めようということで、インターネット上のポータルサイトを新たに開設しまして、女性の方々の情報交換なりネットワークづくりを支援するということにも取り組んでおります。

このポータルサイトでは、さまざまな支援情報に一元的にアクセスできるわけですが、例えば、きょう発表いたしますけれども、全道各地でいろいろな分野で活躍されている女性の方々からのメッセージを、あした以降、毎日1人ずつ、新たにホームページで紹介しまして、これと連動してクイズを出しまして、全て正解された方にはすてきな商品をお贈りしようという取り組みも企画しております。

いろいろと申し上げましたけれども、道としましては、これら女性活躍支援の取り組みや男女平等参画の推進に向けた取り組みなどにつきまして、今後とも幅広く展開してまいりたいと考えております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも、こうした取り組みに対しましてご意見、ご助言などをいただければ幸いです。

最後になりますけれども、皆様方におかれましては、引き続き北海道における男女平等参画社会の実現に向けましてお力添えを賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。本日は、よろしく願い申し上げます。

○甲谷女性支援室長 よろしくお願ひいたします。今、局長から紹介させていただきましたポータルサイトは、きょう、お手元の黄緑色のカードにアドレスなどがありますので、ぜひごらんになっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

さて、本日の出席状況についてでございますが、ご都合により、江別市からの千葉委員と連合女性部の山田委員が欠席されております。本日の審議会は、委員15名のうち13名の出席であり、2分の1以上の出席でございますので、北海道男女平等参画推進条例第28条第2項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告いたします。また、本日、後ろにオブザーバーとしまして、道庁の各部で構成しております北海道男女平等参画推進本部の幹事の皆様にも出席いただいておりますので、申し添えます。

それではまず、配付資料の確認をさせていただきます。

○事務局 資料の確認をさせていただきます。

まず、資料1の第2次北海道男女平等参画基本計画重点事項の推移について、資料2の第2次北海道男女平等参画基本計画平成28年度重点事項選定に係る意見、資料3の第2次北海道男女平等参画基本計画平成28年度重点事項に関する審議会意見（案）、資料4の北海道男女平等参画審議会専門部会の設置について（案）、参考資料1の第4次男女共同参画基本計画（案）、参考資料2の女性の活躍の推進に関する計画（仮称）の策定について、参考資料3の北海道における「女性の活躍支援」の方向性（概要版）、参考資料4の北海道における「女性の活躍支援」、参考資料5のⅢ北海道における「女性の活躍支援」の取組の現状です。

以上です。

○甲谷女性支援室長 資料はおそろいでしょうか。それでは、これから議事進行は広瀬会長にお願いしたいと思います。会長、どうぞよろしくお願ひいたします。

2. 議 事

○広瀬会長 それでは、議事を進めさせていただきます。皆さん、お忙しいところをお集まりくださいまして、ありがとうございます。それでは、早速、報告事項①ということで、第4次男女共同参画基本計画（案）について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 報告事項1の第4次男女共同参画基本計画（案）についてご報告させていただきます。参考資料1をごらんください。現行の国の第3次計画の計画期間が今年度末までであり、国は第4次計画策定の作業を進めているところでございます。

前回の審議会では、第4次計画策定に係る基本的な考え方（素案）を配付させていただきました。その後、11月26日の国の男女共同参画会議計画策定専門調査会、道でいえばこの審議会に当たるものになりますが、この調査会において基本的な考え方（案）が示され、12月3日に同会において本日配付しておりますこの計画（案）が示されたところです。これまでの経緯からしますと、年内には内閣府においてこの計画（案）が正式に本計画として決定されるものと承知しております。

お手元の計画（案）については、まだ示されたばかりということもあり、事務局においてまだ詳細のほうは説明できるほど精査できておりませんので、本日は内容の説明などは行いませんが、次回の審議会においては正式な計画となると思いますので、改めてご報告をすることになるかと思ひます。取り急ぎ、道の計画改定の審議を受けまして、皆様の参考となるよう配付させていただきました。以上でございます。

○広瀬会長 どうもありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質問などはございますか。よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、報告事項①は終わりました、報告事項②の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画について、事務局からご報告願います。

○**事務局** 参考資料2をごらんください。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が本年9月4日に公布されましたことを踏まえまして、本道の女性の活躍の推進に関する計画を策定することといたしましたので、ご報告いたします。

まず初めに、(1)の法の概要について簡単に説明させていただきます。この法律は、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図ることを目的として制定されているものでございます。

次に、法律の具体的な内容についてでございます。まず、(2)基本方針等の策定については、国が「女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針」を策定し、都道府県、市町村が推進計画を策定に努めることとされております。なお、国の基本方針につきましては、9月25日に閣議決定をされております。(3)事業主行動計画の策定等については、国、地方公共団体、従業員300人を超える一般事業主は、事業主行動計画を策定し公表しなければならないとされております。(4)支援措置について、国は、職業訓練、職業紹介、啓発活動、情報収集・提供等を行い、地方公共団体は相談・助言等に努めるとされており、女性の活躍推進に係る取り組みに関する協議会を組織することができることとされております。(5)公布日について、9月4日に公布・施行されておりますけれども、事業主の行動計画の策定につきましては、来年4月1日の施行となっております、なお、この法律は10年間の時限立法となっております。

続きまして、裏面の2ページ目をごらんいただきたいと思っております。2番の計画内容等についてであります。道といたしましては、職業生活における活躍に係ることも含めまして、男女がともに生き、働くことを通じて暮らしやすい地域社会の実現に向けた三つの展開方向で進めていきたいと考えております。一つ目は地域を男女とともに支える社会、二つ目は女性のライフステージに応じた支援、三つ目は男女がともに働きやすい環境づくりでございます。この三つの柱立てで検討してまいりたいと考えています。また、この計画につきましては、道を初め、経済・産業団体などで構成します北の輝く女性応援会議において、北海道における女性の活躍支援の方向性を本年2月に取りまとめておりますので、これを踏まえて検討してまいりたいと考えております。この方向性につきましては、後ほど簡単に説明させていただきます。

次に、3番の計画の推進期間についてですが、法は、3年経過ごとに必要に応じて検討を加えること、また、国の基本方針でも法施行後3年をめぐりに見直しを検討することとされておりますので、計画の期間についてはおおむね3年間としたいと考えています。

それから、4番の今後のスケジュールについてでございますけれども、来年の2月上旬に計画の素案を策定しまして、パブリックコメントを実施し、3月下旬には計画の(案)を策定して、最終的には推進本部で決定することとし、4月1日からの施行を考えております。

最後の5番目のその他(法律への対応)でございます。(1)道の事業主行動計画につきましては、所管の総務部において今年度内に策定する予定となっております。また、市町村の事業主の行動計画等の策定が円滑に進みますよう、説明会の開催、情報提供などに支援をしております。先ほどの局長の挨拶の中にもありましたけれども、12月4日に内閣官房との共催によりまして市町村向けの説明会を開催しております。(2)女性の活躍推進に関する協議会につきましては、北の輝く女性応援会議をこの協議会に位置づける方向で構成団体と協議をすることとしたいと考えております。(3)その他の道の取り組みとしましては、本年10月、道立女性プラザ内に開設した女性の活躍支援センター、委員の皆様のお手元にカラーのチラシをお配りしてまいりますが、そのセンターにおきまして、相談対応、情報提供などの支援を行いますとともに、国、関係機関・団体と連携して女性の職業生活における活躍の推進について必要な啓発等を進めてまいり考えてございます。以上が参考資料の2番の説明でございます。

参考資料の3番、4番、5番について簡単に説明させていただきます。今、北の輝く女性応援会議で方向性を取りまとめたことと申し上げましたけれども、その方向性の概要版が参考資料3になります。参考資料4がその本体になりまして、参考資料5が方向性の本体に基づきまして道内における取り組みの現状を取りまとめたものということで、方向性の附属資料のようなものという形で策定されているものでございます。

参考資料3について簡単に説明させていただきます。まず、北海道の現状としまして、男女平等参画、女性のライフステージ、男女がともに働きやすい環境ということで取りまとめまして、女性の活躍懇話会や、北の輝く女性応援会議の意見を踏まえまして、3本柱の方向性を定めております。先ほど私が概要の中で説明しました3本柱が方向性の3本柱でございます、地域を男女がともに支える社会の推進する、女性のライフステージに応じた支援をする、男女がともに働きやすい環境づくりの推進をしていくという三つの柱立てでこの方向性ができております。この方向性が私たちの女性活躍推進法における推進計画の三つの柱ということで、私たちはこれを踏まえて推進計画を策定していきたいと考えております。

以上、内容は詳しく説明いたしませんけれども、そういうことを踏まえて女性活躍推進法に基づく推進計画を策定していきたいと考えております。以上です。

○**広瀬会長** どうもありがとうございました。今の説明について、何か質問等はございますか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは次に、審議事項に入ります。これがきょうのメインになりますが、審議事項1の第2次北海道男女平等参画基本計画平成28年度重点事項について、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○**事務局** 事務局から資料の説明をいたします。まず、資料1をごらんいただきたいと思っております。

重点事項につきましては、道の基本計画の体系の13項目の基本方向、それにぶら下がる40項目の施策の方向の中から来年度の重点事項を選定するわけですが、今回、皆様から事前にいただいた調書をもとに整理したところ、重複も含めまして、7項目の基本方向とそれにぶら下がる12項目の施策の方向を選定いただいております。

次に、資料2でございますが、皆様からいただいた選定の理由について、それぞれの項目ごとにまとめております。

続きまして、資料3でございますが、資料2の選定理由に基づきまして、重点事項に関する審議会意見(案)をまとめなければいけないのですけれども、その議論のたたき台として事務局で整理しました。この後、資料3をベースにご審議いただければと思います。

ポイントとしましては、資料3の各項目の内容欄ですが、選定理由に付随すると考えられる現計画の施策の方向です。まさにピンク色の基本計画に載っている取り組みの内容になるのですが、こちらに列記されている取り組み事項から引用して整理しております。

その下の選定理由の欄ですが、こちらは資料2で各委員の皆様からいただいた理由の内容をポイントを絞って整理したつもりでございます。

各項目によっては、施策の方向の二つの項目をあわせた意見ということで整理しているものもございまして、選定理由の内容が二つの項目にまたがっていたり、内容的に連動していると思われるものについて、そのような整理をさせていただきました。今年度は特別というわけではなく、例年、このような整理をしているものがございまして。

本日は、この資料3について内容をご審議いただき、必要な修正等があれば後日整理した上で、最終的に審議会の意見としてまとめさせていただきたいと思っております。

その後、審議会の意見を踏まえまして、予定では年明けの1月ごろに、北海道男女平等参画推進本部において正式に重点事項として決定する予定でございます。以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。それでは、皆さんに出していただきました意見を踏まえて事務局が整理した案に、具体的には資料3になりますが、今日は、これについて文言の修正や追加などがあるかどうかということ審議していきたいと思っております。今回の意見交換が最終決定となりますので、忌憚のない意見を述べていただきたいと思います。

時間の制約もありますので、1項目あたり大体8分程度をめどに、長い項目や短い項目があるかもしれませんが、意見交換をしていただきたいと思いますので、できるだけ要点を明確にした発言をお願いしたいと思います。

まず、資料3と資料2には、それぞれに皆様が出された意見がそっくり掲載されております。もう一つは、このピンク色の冊子ですが、この各項目に対応した形で資料3の文面がまとめられておりますので、開いて見比べながらでも結構ですので、ご意見を頂戴したいと思います。

それではまず、目標Iの基本方向1、男女平等参画の啓発の推進という中で、重点項目として挙がっておりますのは、施策の方向(4)のメディア等における男女平等の理念への配慮についてですけれども、それぞれの項目に意見を出した委員の方から順に補足や修正などがありましたら発言を求めてまいります。

このメディア等における男女平等の理念の配慮に関しては、実は私も選定しておりますので、その理由を少し述べさせていただきたいと思っております。資料3の選定理由というところは問題ないと思っておりますが、私がなぜこういうことを挙げたのかということをお話いたします。例えば、性の商品化をあおるような映像というのは、最近、大分おさまってきていると思っておりますが、男女の性別役割分業を依然として助長するような報道はまだまだあると私は感じております。

例えば、ノーベル賞受賞者の報道などを見ますと、ノーベル賞をいただいたということは、日本にとっては非常に名誉で、それをいただいた学者にとっても名誉ですけれども、必ず奥様の内助の功がつけ加わっています。確かに事実としてはそうかもしれませんが、ああいう報道のされ方をしますと、女性というのは男性を支える存在なのだということがすり込まれていくと思うのです。そういう報道の強調の仕方はいかがなものかと私は思っておりますので、それを含めて、こういうメディア等における男女平等の理念の配慮を求めたいということで選定しました。

ほかの方で、この項目についてももし何かご意見がございましたらお願いします。

○三浦委員 今、広瀬会長がおっしゃった具体的な理由のところは、本当にもっともだと思いません。性を商品化する表現と言ってしまうと、今はそんなものはないわよみたいな感じになりがちなので、例えば、選定理由のところ具体的に書くなど。

○広瀬会長 例えば、性を商品化して捉えるということプラス、性別役割分業を助長するということをつけ加えればいいということですか。

○三浦委員 そう思います。

○広瀬会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。ほかの委員に異議がなければ、性別役割分業を助長するような表現ということもつけ加えていただきたいと思います。皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 基本方向1の施策の方向4に関して、ほかにご意見はございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、この項目に関しましては、今申し上げましたように、少し性別役割分業を助長するような表現ということも付加していただきたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、2番目の基本方向2、男女平等の視点に立った教育の推進の中で、施策の方向(1)施策の方向(2)、家庭における男女平等教育の推進、学校における男女平等教育の推進について、選定された委員は伴辺委員、森崎委員、浦澤委員、遠藤委員、三浦委員、山崎委員とたくさんおられますので、それぞれにご意見をいただきたいと思います。

選定理由のところをお読みになって、修正してほしいとか、これをつけ加えてほしいということがございましたら述べていただきたいと思います。伴辺委員、いかがでしょうか。

○伴辺委員 迷いました。家庭、学校、社会、どれもそうだと思うけれども、この中で一つを選ばなければならないとしたら、やはり家庭かと思っております。教育については学校で教えなければなら

ないという前に、親がきちんと教育できているのかということですが。

また、ここにも書いてありますが、あるフォーラムに参加して、3メートル四方のことができないのに世界がどうのと言っている場合ではないという話を聞いて、確かにそうだなと思いました。うちは、幸いと言ったら何ですが、女の子ばかりなのです。だから、あなたは男だから、女だからという育て方はしていないのですが、きっと、男の子が1人、女の子が1人、お父さん、お母さんがいてという標準世帯ではどういうふうに育てているのかなとちょっと気になっていました。そこで子どもに対して教育がきちんとできていれば、こういう社会にはなっていないのではないかと感じました。

○**広瀬会長** 森崎委員、いかがでしょうか。

○**森崎委員** 私は、家庭のところに丸をつけて、私なりの選定理由を書かせていただきました。

最近、学校や社会でも何らかの表示があると感じているのですが、子どもたちなどが学校でいい話を聞いてきたなと思って家に帰っても、家での教育、お父さんやお母さんが、男の子なんだから、女の子なんだからというまくら言葉をつけての指導が普通に行われているのではないかということを感じるので、この項目を選定させていただきました。言葉がこれに合っているのかどうかは何とも言えないところですが、思いとしては、家庭でのこういう言葉がそのまま子どもたちの意識にすり込まれるのではないかと感じています。

○**広瀬会長** ありがとうございます。浦澤委員、いかがでしょうか。

○**浦澤委員** 私は、学校の男女平等というところに丸をつけました。教員をしてきたので、これまで気になっていたあたりを書かせていただいたのですが、確かに、以前と比べればよくなっているということなのかもしれませんが、まだまだ不十分であると感じています。

大きく分けて二つです。小学校で働いていたときに非常に気になったのですけれども、入学時に、まずは男女で分けるのですね。ランドセルの色や水彩セットかばんなど、いろいろなものを分けています。男の子は黒で女の子は赤とか、出席順も男が先で女が後ということがまだあります。整列も男の列、女の列と分けていたり、遊戯も男の遊戯と、ここは女の子が立って花束を持たせてねとか、そういうことが日常的に今も行われています。男女わけが本当に必要な場面なのか疑問に思うことが多々ありました。担任の意識が高いと、そうではないようなところもあるのですが、実際は担任によるところが大きくて、やっぱり女の子はかわいくて、男の子が学級委員をやって・・・というのがまだまだあります。また、教員も、男の子は「君」で、女の子は「ちゃん」で呼んだり、男なんだから泣くんじゃない、女の子は優しく、というように声掛けしたりするのも日常的によくある発言です。

また、高校で教えていた時に気になっていたのは、近年の女子の専業主婦願望がすごいのです。私は家庭科を教えていたものですから、そういう授業もしますけれども、専業主婦になることで幸せになるのだということを手平気で言うので、心配だなと思っています。

そんなこともありまして、どんな家庭にいても、学校というのは一定の価値を伝えることができるという意味では効率がいいかなと書かせていただきましたが、もちろん、家庭とか社会が多面的にアプローチしていくことが大切だと考えております。

○**広瀬会長** ありがとうございます。次は、遠藤委員、お願いします。

○**遠藤委員** 今、浦澤委員が言ったとおり、学校に行くと、どうしても男の子と女の子を分けて、体育にしろ、いろいろな分野で分けられるのですけれども、そういうところから平等意識を植えつけるためにも、家庭ではそれぞれのところで差が出てしまうので、学校で、トップダウンで、一律というか、道徳などで平等に対する教育ができれば、少しずつ子どもへのすり込みが進むのかなと思います。

どこから大人と言うのかはちょっと難しいですが、我々はどうしても男性、女性の差を持った中で生活してきたので、そういう概念はなかなか外れないと思います。今、お話を聞いていて、

本当にそこでも男女の差があるのだなど今さらながら知ったところもありますので、学校でそういうすり込み作業がなされない限りはなかなか進んでいかないと思いました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。三浦委員はいかがでしょう。

○**三浦委員** 時間がなかったので簡単にしか書いていないのですが、今、皆さんが言われたように、男女に分けること自体が固定的な役割意識が残っていく根源のように思うのです。

私の経験で言うと、司法試験に受かって、司法修習生になるのですが、それは最高裁判所の管轄なのです。ちょっと昔は、2年間あって、前半、後半4カ月ずつ、東京の研修所に行くのですが、そのときの各クラスの名簿は男女混合なのです。男女別ではなく、「あいうえお」順で男女混合です。そのときに、なるほどな、最高裁はそういうことを考えているのだなど改めて思いました。

やはり、男女混合の名簿というのは、学校現場でやろうと思えば実現できると思うのです。そういうことを北海道が積極的に進めていったらいいと思います。これは、男女だけではなく、性的マイノリティーの方もかなりのパーセントでいまして、生徒さんの中にもたくさんいるわけです。男と女に分けられることがすごく苦痛だという生徒さんたちはたくさんいるはずですから、そういう方たちを傷つけないためにも、混合名簿を実際に推進して行ってほしいと思います。

○**広瀬会長** 三浦委員、この文面で追加や訂正はございますか。

○**三浦委員** 選定理由のところに公教育の場で男女混合名簿を実施すべきであるです。内容のところでしょうか。

○**広瀬会長** そうですね。もしありましたら後でお聞きします。

○**山崎委員** 皆さんからの意見で出尽くされたと思います。私は、高校とか中学で平等な関係とは何だろうということで、デートDVをテーマにしてお話をさせていただいているのですが、最近中学校も行くようになっております。中学校では、家で男の子はどんなことを言われているかと聞くと、男のくせに泣くなとか、昔っから言われてきたことがいまだに家庭で言われているし、女の子なんだから茶わんを洗えとか、女の子なんだからご飯は自分でよそえと言われるとうのです。子どもたちはみんなそういう意見を出してきます。家庭の中で男女平等教育ができるのが一番いいと思うのですが、それぞれの家庭で、本当におじいさんが支配しているような価値観の家庭もあれば、そうではない家庭もあり、いろいろなので、気づきの場として学校があるのかなということで、そういう意見を出させていただきました。選定理由の中にあるとおり、気づきの場ということで、学校における男女平等教育は非常に重要だという意見から選びました。

○**広瀬会長** 選定された方には意見を述べていただきましたが、この選定理由の文面でよろしいかどうかという点で、改めて皆さんにご意見を伺いたいと思います。いかがでしょう。

○**遠藤委員** ちょっとお聞きしたいのですが、中学校、高校ですと、僕の時代は、男子は技術、女子は家庭科と分けられていました。今の学校教育も男子は男子、女子は女子になっているのですか。

○**広瀬会長** 家庭科の男女共修は、1994年から高校では男女共修になりまして、同じ教材を使っております。確かに、その前はそうのように分けられておりました。恐らく、今は中学校でも一緒ですね。

○**木村委員** 中学校でも男女共修です。

○三浦委員 1985年だったか、女性差別撤廃条約を日本が批准しなければいけなくなった。そうになると、学校教育の場で男女を区別していること自体がおかしいということで、家庭科も共修になっております。

○広瀬会長 文面の点はいかがでしょう。これでよろしいでしょうか。

○三浦委員 先ほどの男女混合名簿ですね。

○広瀬会長 木村委員にお尋ねしたいのですが、男女混合名簿は一時普及したという話を聞いたことがありますけれども、北海道ではそういう動きはほとんどないのでしょうか。

○木村委員 便宜上、中学校は男女別にしているところはやはりまだあるかなという気がします。技術家庭についてはほとんどが男女共修をやられていますけれども、体育科については、保健体育を男女別にやっている実態があります。その部分で、男子、女子を分けたものはどちらにしても必要という実態があります。

私の学校で言うと、学級数や学校規模の問題もありますので、うちは男女一緒に体育をやっているのですが、柔道や武道になってくると、男女共修でやっているのですが、指導の面で危険性を伴うので、エキスパートの方ということで、どうしても指導にたけた男性の教員が教えている場合が多いということがあります。ですから、混合名簿については、進んでいるとは言いがたいというのが現状です。

○広瀬会長 そうすると、三浦委員からは、男女混合名簿を推進したいというご意見ですね。この点について、皆さんはいかがでしょう。もし反対がなければ、その文言もつけ加えていただくということでもいいですか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、目標Ⅱに移りますが、家庭、職場、地域社会における男女平等参画の促進ということで、基本方向1、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、その施策の方向(2)の役職等への女性の登用の促進ということが重点項目に挙がっております。

これを選定した委員は非常に多く、木村委員、佐々木委員、武田委員、千葉委員、三浦委員、私となっております。それではまず、木村委員からご意見を申し上げます。

○木村委員 今回いただいた資料を見ていきますと、やはり、女性管理職の登用が北海道はかなり低いところにあるのだなと改めて感じました。もちろん、私は公立学校の女性の管理職ということですので、周りに非常に少ないことはよく存じておりますけれども、それ以外にも、医療とか、さまざまところでもまだまだなのだなと強く思いました。

ですから、まずここからやっていくということがいろいろなところに波及していく効果は大変高いと考えましたので、ほかにもやってほしいことは多々あるのですが、これを前面に出して、そこから企業のあり方や学校や公務員などの登用についてもやっていく中で広がって行って、女性の地位の向上が出てくるのではないかと思ひ挙げさせていただきました。

○広瀬会長 ありがとうございます。佐々木委員はいかがでしょう。

○佐々木委員 私は、この三つの中で地域社会のところで意見を出させていただきました。地域社会の町会とか地域活動の中で、それぞれの町会長はほとんど男性です。函館でも、市の審議会や協議会に女性をたくさん登用したいということをお願いしても、結局、役職を担っている方は男性なので、その団体から女性の推薦がなかなか得られないところで、30%を目指したいのですが、なかなかできないのが現状です。

そういう中で、女性がいろいろ意見を反映したくても、結果的に長がご高齢の男性だと、若い女性が意見を言おうとしても意見を反映できかねるところがすごくたくさんある場面であって、その部分を何とかしていただくためには、組織自体の役職の担い手となる若手をきちんと育てていくというシステムができていないので、なかなか進んでいかないのではないかとこのところを注目していただきたく、意見を出しました。

○**広瀬会長** ありがとうございます。武田委員、どうぞ。

○**武田委員** 私は、企業の立場として、以前、セクシュアルハラスメントに関して法制化されたときに、社内で啓蒙活動をしたのですけれども、そのときの男性社員の嫌悪感が無言で伝わってくるようなことがありましたので、こういうことは根気強くやらなければいけないのかなと思いました。

当社の女性の管理職もまだまだ少ないです。やはり、ちょっと出てくるような女性がいると、そこに対して男性が圧迫感を加えていくようなことがあるので、今、社内を見ながらそういう対策をしている状況です。また、女性社員の側も、そういう状況があるからだと思いますけれども、管理職をやりたいですという女性社員がなかなか出てこないということがあります。そういうことがある中で、今回、法律もできましたけれども、会社としてこれだけは管理職として登用するのだと決めてやっていくことが男性に対しても女性に対しても必要だということを現場ですごく感じておりますので、こういう法律ができたということはあると思いますが、改めて、その辺をしっかりと訴えていくことが大事ではないかと思っております。

これは、男性の職員が多い職場だともっとそうだと思うのです。私どものところは職場自体は女性が多いのですが、それであってもそういう状況なので、男性の多い職場だとなおさらそうなのではないかと感じます。企業のほうでも行動指針をつくっているのでしょうかけれども、行政のほうからもはっきりとしたものをうたっていくことが非常に大事だと思います。これが選定の理由です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。それでは、三浦委員、いかがでしょうか。

○**三浦委員** 木村委員からも意見を出していただきましたが、役所が推進していれば、ほかも進んでいくということがあると思います。

○**広瀬会長** 私も意見のところに書いたのですが、世界経済フォーラムの男女平等ランキングの2015年版で日本は101位ということで、去年は104位だったのですが、ほんの少ししか上がらないということでした。順位が低い原因は、女性の議員数などで計っているのですが、政策決定過程に女性が本当に少ない、だから女性の意見が反映されないということだと思います。

私は、先日、宮城県、岩手県の震災の被災地を回ってきたときに、波でさらわれて何にもなくなってしまった町を復興しているのですが、盛り土は一生懸命やっているのですけれども、仮設住宅はまだまだいっぱいあって、どうしてこんなに住む場所が粗末なのかと思ったのです。これは、女性が意見を言っていれば、まずは住むところだというふうに出てくるはずなのに、なぜ盛り土を一生懸命やるのか、最初はお金をもっと違うほうに使ったらいいのにと思いました。組織の構成はどうなっているのかと関係者に聞いたら、女性はほとんど入っていませんということで、これではだめだと思いました。ぜひ管理職、役職への女性の登用を推進しなければいけないと思っております。ということで、皆さんにご意見を伺いましたけれども、この文面でもよろしいでしょうか。管理職登用率は微増と書いてありますし、今度策定された職業生活における活躍の推進に関する法律の公布、施行に伴い、計画の策定などが促進される必要があると書かれています。これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、施策の方向(2)に関しては、お認めいただいたということにします。

続いて、基本方向2の男女の職業生活と家庭生活の両立支援ですが、施策の方向（1）と（2）、家庭生活への男女平等参画の促進、仕事と生活の調和に関する意識啓発という二つが選定されております。これが合体した形の文面が資料3に出てきておりますので、この点を選定された委員の意見を伺います。まず、松本委員、お願いします。

○松本委員 （1）を選んだのは私だけですが、先ほど皆様から意見があったとおり、家庭や学校での教育はとても重要なことです。まず、親である自分がどうなのかということから考えてみました。

私の周りも含めて、男性は仕事、女性は家庭というイメージは、だんだん変わってきてはいるものの、実際にどこまで進んでいるのかと考えたときに、日常の生活では、休みのときに料理をしたり、掃除機をかけたり、食器を洗ったりはしていますが、本当に家庭生活への平等参画ができていのだろうか、皆様の意見を聞きながら改めて考えさせられたところでもあります。

私が大切だと思うところは、一番の根底である家庭での取組みをしっかりと行うことです。親が始めて、親ができるようになり、子どもに正しいことを伝えていくことが必要不可欠なことと思います。家庭内での教育や周知を継続していくことにより、親子の意識も高まり、男女の平等参画が推進されるようになると考え、選定させていただきました。

○広瀬会長 ありがとうございます。次に、浦澤委員、お願いします。

○浦澤委員 施策の方向（1）（2）（3）のどれなのか、自分でもよくわからなくて、どこにでもかかわるなと思い、一応は（2）にしております。働く女性、育児をされている女性、介護をされている女性、一生懸命やる方ほど疲弊しているなど感じています。やめたいとか逃げたいと泣いて訴えられる方は非常に多く、自分の体を壊して、命を削りながらやられているなど非常に思います。でも、全部を完璧にやれるのがすてきな人だと思って、そういう人を目指して、本人は本当に疲弊しながらやっている状況が見られると思います。仕事も男並みに、家庭も人並みにという感じで、何とかもう少し楽に生きていける方法をそれぞれが探していけたらいいなと思って選定しました。

○広瀬会長 ありがとうございます。高山副会長もこれを選定されていますね。

○高山副会長 私は、北海道経済連合会でも労働政策局で仕事をしておりまして、会員の一部の方ですが、労働政策委員会の方もいらっしやいまして、ことしの委員会の重点的な検討課題としては、働き方改革と女性の活躍推進という2本柱で、国レベルでも似たようなことになっておりまして、そこから落とし込んできて重点的な仕事ということで取り組んでいるところでございます。

今年につきましては、各会員に対して働き方改革に対する意識醸成をやっていこうということで、先日は、東京から講師を招きまして講演会等を開いています。

その中で、北海道の総労働時間、有給休暇の取得率、これらは全国と比べても見劣りする現状にありますので、こういうところを十分改善していかないと、当然、女性の方が働いていくための前提として、余り長時間の労働は避けなければならないわけです。また、女性だけでなく、男性が今までのような時間無制限の働き方をしていたのでは、男性自身としてもこれから働き方は難しくなるでしょうし、あわせて自分の生活と仕事を調和させていくことによって、家庭内においても女性と協力してやっていくということは大変重要ですので、まずは選ばせていただいたところでございます。

この選定理由の書きぶりですが、私が記載したことも落とし込んでいただいておりますので、ここについてはこのとおりでよろしいと思っております。

○広瀬会長 野澤委員、お願いします。

○野澤委員 意識調査結果などによると、仕事と生活の調和に関する意識については、若い世代で

は、両方調和した形がいいという回答が多いと思いますが、他の世代などでは依然として固定的役割分担意識やワークライフバランス意識の浸透が十分でない状況にあると思います。本市の取組みとしても、ワーク・ライフ・バランスという意識の醸成に向けた意識啓発の取組みを行ってきているところであり、こちらを選定させていただきました。

選定理由の中に、当方で書かせていただいた内容が引用されておりますので、つけ加えなどはありませんので、このとおりでよろしいと思っています。

○**広瀬会長** ありがとうございます。3人の委員に意見を言っていただきましたが、資料3の選定理由の文面に関してご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、これで承認ということで、先に進みたいと思います。同じく基本方向2の施策の方向(3)の育児、介護の支援体制の充実というところも重点項目に挙がっております。

松本委員と山田委員がこれを選ばれております。山田委員はきょうは欠席されておりますので、松本委員のご意見をお願いしたいと思います。

○**松本委員** こちらに書いてあるとおりですが、少子高齢化が進み、中国におきましても一人っ子政策を解除するなど、各国で問題が浮き彫りになっている状況です。育児・介護制度が始まり、法的な部分は整備されてきていますが、現状を顧みますと、活用実績のある企業などは限られているところでもあります。

女性は出産や育児などにより、離職するケースが多く、復職する場合には、持っている資格や経験、家庭環境などにより、多様な働き方が必要となってきます。また、正職員を望んでいたとしても実際にはかなわないという現状もあります。在職中の制度活用の普及や男性の育児・介護の取得推進を含め、もっと働きやすい環境整備が必要と考え、支援体制の充実という項目を選定させていただきました。

○**広瀬会長** いろいろご意見をいただきましたが、選定理由についてはこういうことでご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、この項目に関しては以上で終わりにします。

続いて、基本方向3の就労等の場における男女平等の確保についてです。まず、重点項目の一つに挙がっているのは、施策の方向(1)男女の均等な雇用機会と待遇の確保です。この点に関しては、遠藤委員、木村委員、高山副会長が選定されておりますので、それぞれご意見を伺いたしたいと思います。まずは遠藤委員からお願いいたします。

○**遠藤委員** 先ほど似たような話になるのですが、男は男、女は女というような職場がある中で、僕は建設業ですけれども、今、クレーンの運転手やトラックに乗る女性も大分ふえてきております。また、現場代理という現場を取り仕切る役職につく女性も少しずつですがふえてきています。ただ、僕らは建設新聞を読みまして、そこにはクローズアップして出てくるのですが、社会全体としてはそこになかなかスポットが当たることがないので、建設業や運送業というところにも女性が進出できる可能性が十分あるということを知らしめていけないかと思っていました。

逆に、介護、育児となると女性の職場という意識が強いと思いますが、今は介護をする男性がふえてきております。これは男女平等という意味では意見が違うかもしれませんが、家庭を維持する中で男性が介護を職業としたときに、給与面がちょっと見劣りするので、家庭を守るに見合った給与を得られないというところで、力仕事なのですが、別な分野に行ってしまうということがあります。ですから、こういうところにもう少し国や道の補助をいただいて、仕事に見合った給与がいただけるような体制をとっていただければと思っています。

○**広瀬会長** ありがとうございます。続けて、木村委員、お願いいたします。

○**木村委員** 内容のところ、就労の場における性別による固定的役割分担意識の解消とかセクハラなどが書かれていると思いますが、いろいろ見ていきますと、男女の平均賃金の格差は非常に大きいと改めて感じました。

これは、同じ仕事をしていても女性のほうは賃金が低いということについては、非常に憤りを感じます。働いている方そのものが仕事に対してプライドを持ちながら自分の仕事をやっていくという生き方と連動すると思うのですが、ここが改善されないと生き生きと社会の中で自立していい仕事をしていきたいという思いそのものをそいでいく形になると思い、これを選びました。

セクハラに関しては、いろいろな方々のお話の中でも、事業所関係でなかなか進んでいないというお話が出ておりましたが、正直に言いまして、その辺の対策は中小企業で難しいところもあるかもしれませんが、もう少し進んでいるのかなと思っておりました。40.9%というのは、私にとってはまだまだなのだなと思わせる数値でした。そういう意味で、このあたりのところが進んでいかなければならないと思いました。

もちろん、私たちは公務員ですので、賃金での格差ということはありませんが、やはり多くの企業がこの部分で努力をしていってほしいととても強く感じています。

○**広瀬会長** 高山副会長、お願いいたします。

○**高山副会長** 先ほど、事務局のほうからもご説明がありましたとおり、女性の活躍推進法が施行されておりまして、300人以上の従業員がいらっしゃるところにつきましては、事業主行動計画の策定が求められると聞いております。

そもそも、本来的には役職等への女性の登用が順次行われていかなければならないと思いますけれども、私どもの会員さんともいろいろお話をする機会がありますが、そもそも自分のところには対象となる女性がいらないのだという話をよく聞いておりますので、それであるならば、いきなりそこへ行くのではなく、まずは女性の方を雇用するということからスタートして、まずは数として平等になっているような社会を目指さなければなりません。

まずは、この項目を重点項目としたいと思いましたが。選定理由はここに書いてあるとおりですので、そこは特に異論ございません。

○**広瀬会長** 実は、私は、その他のところでこの項目は大事だと挙げたのですが、先ほどの男女平等ランキングで、日本が上位に行けない理由は、労働の現場における男女の格差が余りに激しいということと、賃金の格差が非常に激しいということです。やはり、女性が幾ら働いても自立できる賃金がもらえないということが一番大きな問題だと思います。

先ほどの介護労働者の賃金が低いということも、もともと女性職と想定されていたからこそ低く設定されているのです。逆に言うと、男性がそこに入り込むことによって賃金を上げていかなければならない分野だと思います。ということで、施策の方向（1）に関してはこの文面でよろしいでしょうか。

○**山崎委員** 先ほど木村委員がおっしゃられたセクハラ対策がすごく大事だと思っています。私たちは、女性が個人で入れる労働組合をやっているのですが、そこで多く来るのは、男性が中心の職場ということで、うちにセクハラで来た人は、重機を操作できて、火薬の資格も取って、いろいろな試験を通過して、山で岩を崩して働いていたのだけれども、そこでひどいセクハラに遭ったのです。しかし、男性の職場ということで、セクハラ対策がきちんとなされていないし、相談する窓口もないわけです。あとは、女性のバスの運転手さんとか、そういう方のセクハラ対策がなされていないということは非常に多かったのです。

そういう意味から、先ほどおっしゃられたように、各企業でセクハラ、コンプライアンスをちゃんと設置するというのを一つ入れれば、女性が安心して、今、工業高校も女の子がいっぱい入っていますし、そういうところに出ていける女性がふえていくのかなと思いました。

○伴辺委員 副会長の選定理由のところ、中小企業の割合の多い北海道においてと書いてあります。私は中小企業振興審議会の審議委員になっていますが、苫小牧は、九十何%ですから、ほとんどが中小企業です。北海道は、割合が多いというより、ほとんど中小企業です。ですから、苫小牧の場合はこれに該当しないということですね。

○広瀬会長 つまり、300人以下の事業主というのは義務づけられないわけです。ということは、北海道の場合は圧倒的多数の事業主がやらなくて済むということになります。

○伴辺委員 そうなると思うのですが、ここの法律はどうかと思いました。

先ほどの介護のことですが、うちの子も、もう30歳になったのですが、転職して、今、グループホームに勤めています。給料はどのくらいだと思いますか。週1の夜勤がありまして、手取りは十三、四万円です。ボーナスは10万円です。男性が2名働いているとの事で給料の格差がどの程度あるかわからないけれども、これが現実です。本当に安いです。

○広瀬会長 正職員ですか。

○伴辺委員 はい。人手が足りなくて、施設の一部を閉鎖しているところもあるそうです。ですから、手放したくないからとりあえずは正職員にするということですが、本当に安いです。それで結婚するとなれば、夫婦で働かなければならないということですね。これが現実です。

○広瀬会長 まず、山崎委員から出ました、各企業がセクハラ、コンプライアンスをきちんと講じるという点をつけ加えてほしいというご意見ですが、その点についてはご異議ございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、その点を修正していただきたいと思います。

続いて、同じく施策の方向(4)と(5)が選定されております。多様な働き方への支援ということと、パートタイム労働者や派遣労働者等の雇用環境の整備ということについてご意見を上げてくださったのは、まずは森崎委員です。

○森崎委員 私は、多様な働き方への支援というところを選定させていただきました。先ほど出ていましたように、私はふだんハローワークにいるのですけれども、女子高校生に専業主婦願望の人が多くとおっしゃっていましたが、若い女性たちにそういう女性たちがすごく多いのです。今、このような話し合いをしていて、ふだん仕事をされている方たちの大きな企業の中にいる人たちとはまた別の次元という言い方をしたらよくないかもしれませんが、私が第1回の自己紹介のときに、市民、一般女性の声をお届けしたいとお話しさせていただいたのですけれども、そういう意味では、こういう案をつくるために、普通の人たちへの意識啓発というところに力を入れるような文言があってもいいと思ひまして、多様な働き方というところにしました。

私のやっている団体は、小さな内職をつくり出して、そこから社会参画に目覚めて次のステップにつなげようという活動をしているのですが、それも一遍にパートからでもやるというと、生活もごろっと変わってしまいます。それよりも、まずは家の中で子育てをしながら、介護をしながら、ほかに病気と闘いながらやって次のステージに進んでいくという取り組みをしております。そういう意味でも、内職に限らず、テレワークもそうかもしれませんし、普通に会社に勤めて働くという以外の働き方も何らかの形で啓発していただいて、次につなげるということを盛り込んでいただければいいなと思って書かせていただきました。

○広瀬会長 それでは、武田委員、お願いします。

○武田委員 私は大分迷ったのですが、先ほども話が出ていましたが、当社では女性社員と男性社

員の給料は全く同じ基準の中でやっていますけれども、従業員数の約8割以上を占めているパートタイマーと社員との格差はまだまだ大きいと思っております。一方では、会社の経営という部分で、そこをどのように見直ししていくかということも大きな経営課題になっておまして、簡単に決めてやればいいではないかという面もありますが、その辺はなかなか難しいところがあります。

そういう中で、当社の場合は、パートタイマーで働いている多くの女性がいらっしゃるのですが、先ほど話が出ていましたが、専業主婦というか、どうしても扶養の中で働きたいのだという希望が非常に多いです。こここのところ行われている法改正から言うと、扶養から外れてしっかり働いてくださいとなるのかもしれませんが、当社で働いているようなパートタイマーの方々を見ていますと、それはできないので、扶養から外れたくないから時間を減らしてくださいというふうになってしまうのです。

そういうことがあって、どういう働き方をすると扶養から外れても社会に参画して励みのある働き方ができますということをそういう方々に具体的に示していかないと、そっちのほうに入ってきてくれないという現状があります。

先ほど、介護をしている娘さんが月収13万円という話がありましたが、当社で働くパートさんの中には30万円くらいの給料をとっている方もいるのが実態です。ただ、こういう方に正社員になりませんかと言っても、ならないと言うのです。こういうところで、行政が、社会保障の仕組みなども含めてもう少し啓蒙していかないと、そっちのほうに入ってきてくれないのかなという思いが非常に強いので、ここに入れました。

先ほど言いました男女の賃金の格差も、もしかするとパートタイマーの中に女性の方が非常に多くいらっしゃるということもあると思います。

○**広瀬会長** ありがとうございます。伴辺委員、いかがでしょうか。

○**伴辺委員** このところ、いろいろな講演会に出ておまして、きのうは女性の貧困という内容でした。女性の貧困ということでは、非正規の方がほとんどですね。就職氷河期の子どもたちがこのまま非正規で30代、40代近くまでいって、このままでは、それこそ2025年問題ということで、前期高齢者が後期高齢者になる2025年には大変なことになると言われていますが、年金を支えてくれる人たちが正規の職員でなければ年金がどうなるのかなという心配があります。

○**広瀬会長** ありがとうございます。この選定理由の文面でよろしいかどうかを審議する場ですけれども、このような文面で異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、お認めいただいたということで、次に進みます。続いて、基本方向5の地域社会における男女平等参画の促進です。施策の方向(3)地域リーダーの養成でございます。佐々木委員がこれを選定されておりますので、ご意見を伺いたいと思います。

○**佐々木委員** 北海道内の女性団体が本当に高齢化で団体自体がどんどん解散していつている状況です。そういう中で、男女平等参画推進協議会自体も、今、渡島管内に残っているだけで、ほかの地域ではそれ自体もなくなっている状況です。

そういう中で、地域のリーダーを養成するというところで、何年前になるのかわかりませんが、北海道でもリーダー養成のための研修会などにもたくさんの方を派遣していただいていたようですが、今はそれもほとんどなくなっています。また、男女平等参画にかかわる役職をされている方たちが果たしてどれくらい研修会に参加されているのか、担っている方たちがそういう情報をどのように手に入れているのかということについても、地域には全くおいてこない状況です。

私が考えている男女平等参画を推進するためには、やっぱり情報も大事ですし、女性自身の女性教育も非常に重要ではないかと考えているのですが、ここ最近はそのようなものが施策の中に全

く含まれていませんし、情報もインターネットの時代になったので、インターネットで情報を収集してくださいと言われるのですけれども、男女の問題を担っている方もほとんどが高齢の方で、パソコンが使えないところからの話です。それ自体が時代からおくれていると言われますが、事実としては、そういう方たちが担っていて、情報を手に入れることも困難な状況の中で、また、地域の横のつながりも今はほとんどなくなってきつつある中で、どうやって地域で女性がリーダーとして活躍していけばいいのかということについて、ここ最近、本当に困っている状況です。そこのところをもうちょっと注目していただきたいと思い、ここは特に力を入れて書かせていただきました。

先ほどの目標2のところでも、この選定理由には職場での管理職のことについてのみ書かれています。職場の中だけではなくて、地域でも男女平等参画は全然進んでいないのが現実です。今、政府でも輝く女性のことを盛んに打ち出していますけれども、私も専業主婦で職業を持っていませんが、地域でのボランティア活動は頑張っているものの、そういうところはなかなか注目されません。今、仕事を持っている女性にスポットライトが当てられているのですが、家の中で介護を頑張っている女性もいますし、娘さんが仕事を頑張っているので、家で孫の面倒を見ることで頑張っている地域の方もたくさんいるので、そういうところも注目していただきたいという気持ちを持っております。

先ほどの社会における男女平等参画の促進のところでも、地域社会のことについては一切触れられていなかったもので、そこは何とか盛り込んでいただきたいという思いがありますし、地域で女性リーダーを養成するのは非常に大事ではないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っています。

○**広瀬会長** 佐々木委員、選定理由の文面はこれでよろしいですか。

○**佐々木委員** はい。

○**広瀬会長** それでは、施策の方向（3）については、こういう文面でご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○**広瀬会長** それでは、基本方向6男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶というところでは、施策の方向（1）男女平等参画を阻害する暴力根絶に対する取り組みの充実という項目が重点に挙がっております。野澤委員と山崎委員がこれを選定されておりますので、まずは野澤委員、ご意見をお願いします。

○**野澤委員** 配偶者からの暴力については、男女平等参画としては大きな課題として取り上げられております。意識啓発やいろいろな体制づくりは進んでいますが、DV被害の状況については、家庭内での暴力という特殊な事情があり、相談件数の状況以外に実態ははっきりわからないものとなっております状況です。相談件数については、相談窓口が広く知られたこともあって増加してきていますが、まだまだ相談すらできない事例も多くあるのではないかと思います。DVについての理解や知識が十分に浸透していないことから、DVだと気付かずにいることも考えられることから、DVに関する意識啓発をさらに進める必要があると思ひ、この項目が適当かなということで選定させていただいております。

また、DV被害者支援として、シェルターは大変重要な役割をもつものであり、体制づくりについては、道の計画にもシェルターの整備、連携ということが書かれています。道立の援助センターや生活支援施設などについては、道の公の施設ということで、365日での体制がつくられ固定的に設置されていると思ひます。

そういうことで、この選定理由にもうちょっとつけ加えていただければ、民間シェルターと連携、協働して道が行うというよりも、もう一歩進んだ形で、民間シェルターの安定的な運営という言い方がいいのか、具体的に表現を持ち合わせておりませんが、そのことについて1

項目加えていただければという意見をつけ加えさせていただきたいと思います。

○**広瀬会長** 確認ですが、民間シェルターの安定的な運営ですか。

○**野澤委員** 民間シェルターは、NPOなどで運営されていると思います。そういうところの人の確保や、人の確保となれば財政的な面も当然必要となってきます。道が運営する女性センターや生活支援施設と道レベルの環境、体制整備への支援はなかなか難しいかもしれませんが、シェルターが1年中、いつ必要になるかわからないものであり、市民団体等で運営する民間シェルターに対する支援についてもう少し踏み込んでいただければという気持ちもあります。

これは追加の意見として述べさせていただきたいと思います。

○**広瀬会長** これは微妙な問題だと思うので、文面の修正は道にお任せしたいと思います。

山崎委員、お願いします。

○**山崎委員** 野澤委員、ありがとうございます。

民間シェルターに入所すると、道から来るお金は1人1泊幾らなのです。1人1泊七千幾らと。あとは、人件費等はなしということで、先月是一件も入らなかったとなったら、次の月は収入がゼロということで、道内8カ所に民間シェルターがあるのですが、事業委託は受けたり、北海道でも自立支援事業ということで、事業に対するお金は出るのですけれども、人件費は行政から出てきません。私たちは人が命なのです。人がいなくなったらこの仕事はできないので、何とか人を確保してお給料を払っていきながらやっていきたいと思っているのですが、どこのシェルターもあした潰れてもおかしくないという状況です。帯広などもそうですが、そういう状態でやっているのです、ぜひ北海道としても、人件費というところで何とかやりくりをしてもらえればなどというところをお願いしたいと思います。選定理由はどういう文言になるのかわかりませんが、民間シェルターへの支援ということでお願いできればと思います。

もう一つは、DV防止法が施行されて来年の1月で丸15年たつのですけれども、ここに書かれているように、相変わらず相談件数は12%増加して、DVの道警の対応件数も2.8倍となっているということで、要するに減っていないということです。そもそもDV防止法というのは、配偶者からの暴力防止及び被害者の保護に関する法律なものですから、被害者が逃げ隠れるためにはいろいろな施策が講じられていますが、被害者は逃げ隠れるだけなので、事実上、加害者は何も困っていないのです。加害者は何も困らないから、実際に保護命令が出たとしても、職を失うわけでもないし、自分は仕事をしないわけでもないし、家から出なければいけないというわけでもないです。

しかし、被害者のほうは、夫の暴力で職を失うのです。職を失って、子どもも学校で教育を受ける権利を失うのです。何とかそれを変えていきたいという強い気持ちがあります。地域とか企業で被害者を守って、暴力を排除するという啓発が非常に必要になってきています。

今は、SNSなどがあって、被害者が逃げ隠れし切れなくなっている時代です。何かしらで居場所がわかってしまったりするということになるので、あとはどうするかというと、地域、会社で守るというふうにやっていかないと、逃げ隠れし切れないと感じています。

私たちのところに、何とか仕事をやめたくないのだということで逃げてきた人がいます。会社とも交渉して、シェルターに入っている間の2週間、休職させてもらって、シェルターを出たらもう一回復職ということをやったのですが、加害者が会社の周りを徘徊した途端に彼女が解雇されてしまったということがありました。それを考えると、会社もきちんと加害者対応やシェルターと連携して、被害者を職場で守るという体制をこれからつくってほしいです。学校でも子どもたちを守るという体制をつくってほしい、被害者が逃げ隠れしなくてもいいような施策が講じられていけばなど、すごく抽象的なのですが、そう思っています。

選定理由の中で、地域や企業で被害者を守り、暴力を排除する取り組みをしていただきたいと思いますという文言を入れていただければと思いました。

○**広瀬会長** この点は、ぜひご検討いただきたいと思います。実際に加害者が大手を振って歩ける

というのをおかしいですよ。

重点事項について皆さんのご意見を伺うというところは以上ですが、いろいろな修正意見も出ましたので、細かな点や表現の統一などにつきましては、事務局と私と副会長で最終調整を行わせていただきたいと思います。ご一任いただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** ありがとうございます。それでは、以上で審議事項①は終了いたしまして、審議事項②に入りたいと思います。専門部会の設置についてですが、事務局から説明をお願いします。

○**事務局** 資料4に基づいて簡単にご説明させていただきます。前回の第1回審議会におきましてこの賞を簡単に説明させていただいたのですが、この賞は、社会のあらゆる分野で個性や能力を生かしてチャレンジしている個人や団体等を顕彰いたしまして、男女平等参画社会づくりに貢献する身近なモデルを示すことで、そういう社会の実現への機運を高めることを目的として、平成16年度から実施しているものです。この賞に係る選考は、専門部会を設置して行うことになっているのですが、まず、その設置の根拠としまして、資料4の1の点線で囲っているところですが、北海道男女平等参画チャレンジ賞実施要綱の第5条第1号で、本賞の選考は、北海道男女平等参画審議会の専門部会で行うこととなっております。その下になりますが、北海道男女平等参画推進条例の第30条第1項で、審議会はその定めるところにより、専門部会を置くことができることとなっていることから、専門部会を設置して選考していただきたいと思いますと考えております。

次に、2番目の部会の設置の理由ですけれども、最初にも述べたとおり、社会のあらゆる分野で個性と能力を生かしてチャレンジしている個人などを顕彰して、男女平等参画社会の実現の機運を高めることを目的としているものですので、有識者から成る北海道男女平等参画審議会の専門部会を設置いたしまして、男女平等参画のさまざまな分野の視点から検討を行うこととしております。よって、3番目の専門部会の構成ですけれども、各分野からバランスよく構成していただきたいと思いますと考えております。1枚めくっていただきますと、平成26年度のチャレンジ賞受賞者2件を載せています。今年度の応募状況は、3個人1団体の合計4件となっております、こちらから2件の受賞者を選考していただきたいと思いますと考えております。

4番の今後のスケジュールについてですけれども、きょうの審議会において専門部会を設置していただきまして、第1回の専門部会を1月上旬に開催したいと考えております。専門部会の開催前には、部会委員の皆様方に事前に推薦書等の資料を送付いたしまして、事前に採点していただいて、専門部会では皆様方の意見をおまとめして受賞の候補者2件を選考していただき、知事へ報告することになります。今回は、審議会終了後に部会委員の皆様方に10分ぐらいお集まりいただいて、資料を直接配付して、あとは簡単な説明をさせていただければと思っております。スケジュールですが、1月中旬に受賞者が決定になりまして、2月中旬から下旬に知事出席のもとに贈呈式を予定しております。

最後に、専門部会の公開についてですけれども、受賞候補者のプライバシーに配慮いたしまして、審議は非公開としております。以上です。

○**広瀬会長** ありがとうございます。今、専門部会の設置についてご説明がありましたけれども、何か質問等はございますか。昨年度は、森崎委員のモカ女性プロジェクトが選ばれたのですね。

○**森崎委員** ありがとうございます。

○**広瀬会長** 質問はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○**広瀬会長** それでは、専門部会委員の構成について、事務局からご説明をお願いします。

○事務局 専門部会の部会長及び構成委員につきましては、北海道男女平等参画推進条例第30条によりまして、会長が指名することになっておりますので、広瀬会長から指名をお願いいたします。なお、委員の構成人数については5名でお願いしたいと考えております。

○広瀬会長 わかりました。それでは、専門部会の部会長と委員を私から指名させていただきます。選考に当たりましては、事務局とも相談させていただいて、各委員の専門分野が偏らないこと、男女のバランスがとれていること、開催日程が調整しやすいように道央圏の委員を優先して考えさせていただきます。それでは、お願いしたい方を指名いたします。

部会長は高山副会長をお願いいたします。専門部会の委員には、木村委員、武田委員、伴辺委員、また、本日はご欠席ですけれども、山田委員を指名したいと思います。専門部会長と委員の5名について、皆様、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 ありがとうございます。なお、専門部会で行われた審議内容につきましては、本審議会の意見として知事へ報告させていただくことになっております。それでは、本日用意いたしました報告事項、審議事項は以上ですが、その他として事務局から何かありますでしょうか。

○事務局 事務局から連絡事項があります。次回の審議会ですが、できれば今年度中にもう一回開催したいと考えておりました、今のところ、2月ごろの開催を予定しておりますので、日程の調整につきましては、後日、改めて行わせていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いたします。

それから、先ほど説明いたしましたけれども、本日、専門部会の委員に選任されました皆様におかれましては、連絡事項がありますので、この審議会が終わりました後、そのまま残っていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○広瀬会長 その他、委員の皆様から何かございますか。

○伴辺委員 先ほど、女性の活躍支援センターができたということでしたが、このお知らせはされているのですか。その使い方がお知らせしなるとなかなか生かされないと思っておりますので、どんどん宣伝をしていただきたいと思います。

また、先ほど佐々木委員からありましたけれども、私たち男女平等で活動している人にインターネットを使えないという方が多いのです。その方たちにどう知らせていくのかということ考えていただきたいと思います。

○甲谷女性支援室長 今回のお知らせなども、インターネットでももちろんですが、できるだけ多くの方々に伝わるように、マスコミにもお話をしながら出させていただいております。また、女性団体のほうには、郵送などでチラシを配らせていただきます。また、いろいろなところに置くなどさせていただきます。その辺はいろいろ頑張りたいと思っておりますので、皆様方もどうぞPRにご協力いただければありがたいです。

○広瀬会長 ありがとうございます。ほかにありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○広瀬会長 それでは、特になければ、以上をもちまして議事を終了いたします。ありがとうございました。

3 閉 会

○甲谷女性支援室長 広瀬会長、高山副会長、委員の皆様方、長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。いただいたご意見を踏まえまして、会長、副会長といろいろ検討させていただければと思います。

それでは、これもちまして第2回審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上